

地域密着型認知症対応型共同生活介護事業所における高齢者虐待事案について

本町では、平成元年 7 月 3 日に発生した地域密着型認知症対応型共同生活介護事業所での高齢者虐待事案について、高齢者虐待防止法（平成 17 年法律第 124 号）及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定により勧告し、事業者である北広島町社会福祉協議会へ改善計画を提出させ、この計画に基づき指導してきました。

その経緯について報告します。

事業所	名称	グループホーム松籟荘
	サービスの種類	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
	所在地	北広島町川小田 1 0 0 7 5 番地 4 5
事業者	名称・代表者	北広島町社会福祉協議会 会長 橋渡 良臣
	所在地	北広島町大朝 2 5 1 3 - 1
概要	R1.7 月	・入所者に対する身体的虐待確認 ・当事者、管理者、施設従事者、他の入居者、入居者家族への面接調査 ・第 1 回改善計画提出要請し、提出されたものについて追加、修正指示
	R1.8 月	・第 2 回改善計画提出要請 ・第 2 回改善計画修正 ・広島県並びに広島県西部厚生環境事務所と協議 ・グループホーム全職員及び利用者全員の聞き取り調査実施
	R1.9 月	・事業者である社会福祉協議会職員全員への聞き取り調査実施 ・入所者死亡事案発生
	R1.10 月	・広島県西部厚生環境事務所と北広島町による訪問介護及び居宅介護事業所の実地指導実施 ・社会福祉協議会に対して勧告実施 ・勧告による改善報告書提出（評議会・理事会承認）
	R1.11 月	・グループホーム松籟荘へ実地指導実施（通常実地指導） ・法人指導監査実施（福祉課）
	R1.12 月	・勧告に係る改善報告提出 ・改善報告による第 1 回モニタリング実施（グループホーム松籟荘及び社会福祉協議会事務所）
	R2.1 月	・第 1 回モニタリング結果の送付 ・法人指導監査結果送付（福祉課）

	R2.2 月	・勧告による改善報告及び第 1 回モニタリングによる改善結果提出
	R2.3 月	第 2 回モニタリング実施
	R2.4 月	北広島町社会福祉協議会から芸北福祉会へ法人変更
	R2.4 月	第 3 回モニタリング実施

○改善計画について

施設従事者による高齢者虐待は、加害者である職員を処分したことで解決したということではありません。事案の実態や背景を事実確認し、改善すべき点を北広島町社会福祉協議会の改善目標として計画を作成し、組織全体で具体的に取り組めるよう指導しました。

●改善計画の目標

1. 高齢者虐待防止マニュアルやチェックリストの作成
2. 身体拘束等適正化のための指針
3. 業務内容及び職員体制の見直し
4. 職員研修の計画的実施
5. 職員のメンタルヘルスに関する取組
6. 職員の処遇改善と働きやすい職場の確保
7. 利用者の安全確保のため適切な施設設備の運用と整備

●具体的な対応内容

1. 高齢者虐待防止等のマニュアル作成、全職員に対する周知
2. 処遇改善、職場環境の改善
3. 組織的な再発防止の取組として、内部研修の工夫、外部研修の受講等
4. 身体拘束廃止や利用者の権利擁護に関し、委員会の設置や取組内容の確認、研修の継続実施と実践
5. 職員のメンタルヘルス、セルフケア、カウンセリングの実施
6. 施設の適切な整備と運用

○モニタリングの結果

第 1 回モニタリングの結果、身体的拘束等適正化のための対策を怠っていたため、身体拘束廃止未実施減算分として 1,682,190 円の返還を求めました。第 2 回、第 3 回のモニタリングにおいては、職員のメンタルヘルスやセルフケアの実施、研修や処遇などについて改善を求めています。

○今後について

令和 2 年 4 月に北広島町社会福祉協議会から芸北福祉会へと法人が変わりましたが、改善計画はそのまま継続して取り組むよう求めています。

また、グループホーム松籟荘だけでなく、北広島町社会福祉協議会においても、改善されたとみなされるまでは引き続きモニタリングを実施していきます。